法の起源と経路依存性および金融市場の変化に関する試論

Discussion of Legal Origin, Path Dependence and Change in Type of Financial Markets

冨田 洋介 Yosuke TOMITA

概要

本稿は過去に法の起源が各国において継受されてから今日に至るまで、法の起源が経路依存性を通じて現在の金融市場にその影響力を残しているのか、もしくは制度変化により、法の起源は過去のものとして形骸化しているのかを実証的に分析するものである。先進国を対象に、法の起源を継受してから現在に至るまでの期間を数値化し、早期に法の起源を継受した国においてGDP成長率は高いことを本稿において示す。また、早期に法の起源を継受した国では、銀行の民間信用供与額が株式時価総額と比較して進展していることを示す。これらの結果が観察される理論的根拠は、法の起源と内生的制度の適合性にある。データの対象とする比較的直近の18年間では、フランス法起源とドイツ法起源の国において、国際的な金融市場の動向を受け株式時価総額が増加している。これらの結果から、フランス法起源とドイツ法起源の国では短期間に制度変化が生じていると考える。したがって、制度変化の時期には、法の起源と内生的制度が適合しているのかを良く観察し、議論した上で制度を構築することが政策上望まれるのではなかろうか。

キーワード:法の起源、法の継受、経路依存性、制度変化、金融市場

Abstract

This paper analyses whether legal origins transplanted in past time have been affecting until the present time through the path dependence or have been not maintaining until the present time through the institutional change. We divide legal origins into 4 kinds like English origin, French origin, German origin and Scandinavian origin. This paper estimated that the countries transplanted legal origin in early stage have higher GDP growth rate and lager scale of bank lending markets. The reason for this relationship is caused by adaptability of legal origin and endogenous institutions. This paper focuses on latest 18 years, the countries transplanted French origin and German origin increase volume of equity markets, against volume of bank lending markets. As suggestion of this paper, it is necessary to argue whether French origin and German origin countries are suitable for equity markets or not.

Keywords: Legal Origin, Legal Transplant, Path Dependence, Institutional Change, Financial Markets

1. はじめに

ソビエト連邦崩壊後の1990年代以降, 資本主義の多様性に関する議論が行われることになる。Albelt (1991) は資本主義を2種類に分類し議論を行っている。アメリカおよびイギリスを中心とする「アングロサクソン型」と、ドイツやスイス、日本などを中心とする「ライン型」の2種類である。アングロサクソン型は証券市場を中心とした自由な市場において制度的な調整が行われるのに対し、ライン型の国では市場外で行われ

る制度的調整が重視される傾向があり、企業の資金調達は銀行に依存している。

Hall and Soskice(2001)では、各国を競争的な市場と階層(ヒエラルキー)を調整の方法とする「自由な市場経済(Liberal Market Economies: LMEs)」と非市場的な協働的関係によって企業の結ぶ諸関係を調整する「コーディネートされた市場経済(Coordinated Market Economies: CMEs)」に分類し、この2種類の資本主義のスタイルにおいて経済的パフォーマンスに差が生じているのかどうかを推計している。Hall and Soskice(2001)の推計では自由な市場経済に分類された国々とコーディネートされた市場経済に分類された国々の間において経済的パフォーマンスに差異は認められなかった。すなわち、自由な市場経済とコーディネートされた市場経済のどちらかが優れているということではなく、「制度的補完性(Institutional Complementarities)」によって資本主義の多様性が観察できることを主張している。簡潔に言えば、異なった特徴を持つ経済環境であっても、制度的補完性が存在すれば経済的パフォーマンスに差は生じないとする議論である。例えば、株式市場からの収益は企業情報の交換を義務化するような制度によって増加するといった関係である。

このような資本主義の多様化が観察できる要因を、「法の起源と金融(Law and Finance)」の議論では法の起源に解を求める。La Porta, Lopez-Silanes, Shleifer and Vishny(1998, 2000, 2002)によれば、基本的に法の起源はイギリス法起源、フランス法起源、ドイツ法起源、スカンディナビア法起源の4種類に分類される。イギリス法起源は慣習法(Common Law)を主とした法体系であり、所謂アングロサクソン型の法の起源である。フランス法起源はナポレオン法典を起源とする法の起源であり、ドイツ法起源はローマ法を起源とする法の起源である。フランス法起源とドイツ法起源は大陸法(Civil Law)と呼ばれ、制定法を主体とした法体系である。スカンディナビア法起源は北欧にて独自に発祥した法の起源であり、古代ゲルマン慣習法の影響を残しているため、制定法の体系を持ちながらにして慣習法の特徴も持っている 1 。

これらの基本的な法の起源は、植民地獲得活動によって植民地やその勢力圏へと拡大すると共に、特に当時イギリス、フランス、ドイツはいずれも先進国であったため、自発的に法の継受を行った国も数多く存在する。La Porta et al. (1998, 2000, 2002) によれば、法の起源は各国の金融市場における債権者保護や少数株主保護の制度に影響を与える。つまり、債権者保護や少数株主保護の制度が異なれば、その制度の相違によって主要な金融市場のタイプも異なる特徴を持つことになる。La Porta et al. (1998, 2000, 2002) では、イギリス法起源が最も投資家保護の制度が発達しており、次にスカンディナビア法起源、ドイツ法起源と続き、最後にフランス法起源の順となっている。

しかしながら、昨今の動向を観察していると日本やドイツでは株式市場の充実を目標とした様々な政策的な動きが見られる。日本やドイツの目標とする金融市場の形は、銀行の成長と株式市場の成長の両方に注力する所謂「ハイブリッド型」の金融市場であり、今までの銀行中心の資金調達市場や銀行との企業間関係を維持しながらも株式市場などの証券市場の活発化を目指していると考えられる。

したがって、本稿では法の起源が過去に継受されてから現在に至るまで、法の起源の影響力は経路依存性を通じて現存しているのか、もしくは法の起源の継受時期から時間をかけて制度変化に至っているのかどうかを確認するための調査を行う。法の起源と金融市場および経済的パフォーマンスの関係を実証する研究の多くは、法の起源の影響力がデータの対象とする期間まで残存していることを前提に分析を行っている。つまり、法の起源を継受した後に新規に施行される法律は、過去に継受した法の起源を前提に作成されると仮定した上での検証となっている。言い換えれば、一度継受された法の起源は経路依存性が強固に存在するため現存するという考え方である 2 。例えば、各研究によって分析結果からのインプリケーションは異なっているが、La Porta et al. (1998, 2000, 2002) や La Porta, Lopez-Silanes and Shleifer (2006)、Berkowitz, Pistor and Richard (2003)、Beck, Demirgüç-Kunt and Levine (2003) などでは、法の起源の継受時から現在まで、経路依存性の存在を前提条件とした議論となっている。

Berkowitz et al. (2003) によれば、一度継受した法の起源を頻繁に変える必要がある国では、法の起源と内生的制度が適合しておらず、制度内に齟齬を生じている状態であるのに対し、一度継受した法の起源を変

更する必要のない国では、法の起源と内生的制度が適合しているため変更の必要がない³。例えば、日本では法の起源継受初期にフランス法を継受したが、日本の内生的制度を考慮した上で、後にドイツ法へと変更した。この変更について、日本では自国の内生的制度に適応可能な法の起源を再選択し、継受してから長期間変更なく経過したと Berkowitz et al. (2003) はみなし、日本を法の起源と内生的制度が適合し、内生的制度が法の起源を「受容(Receptive)」した国であると分類している⁴。

確かに、法の起源継受時の歴史を見ると Berkowitz et al. (2003) の分析通り、日本におけるドイツ法起源導入時には法の起源と内生的制度が適合していたのかもしれないが、変動の大きい現在における金融市場においても、果たして法の起源はそのまま経路依存性に基づいて存在し続けているのか、または法の起源の継受後、新規に作成される法律が法の起源に則り作成され続けているのかは不明瞭である。しかし、前述した法の起源を分析対象とする論文の多くにおいて、その結果から判断すると、ある程度法の起源は経路依存性に基づいてその影響力を残しているとみられる。そこで、法の起源の経路依存性が金融市場に対して影響力を保有しているのか否かについて改めて分析することが本稿の目的であり貢献でもある。

本稿の第2節では、制度における経路依存性と制度変化についての理論的背景を簡単に整理する。さらに、法の起源ごとの金融資産構成がどのように時系列的に変化してきたのかを観察し、その全体的な傾向について議論する。第3節において、第2節にて議論された内容を基に、次の第4節において推計される回帰モデルを構築する。第4節において推計結果を示し、第5節において本稿の分析結果から得られたインプリケーションを示す。

2. 制度と法の起源

2.1 経路依存性と制度変化

経路依存性について Greif (2006) は以下のように述べている。過去が現在に影響を及ぼし続け、その原因になっている物事の背景や環境、連鎖的に起こってきた事象を分析する必要がある場合、制度によってある行動が引き起こされるような状況では、予想がその行動をとる動機を与え、さらに観察された行動によってその予想の妥当性が確かめられると述べている。すなわち、観察された行動やその他の結果が人々の行動を可能にし、また人々の行動を導くことで、インセンティブを与えていたルールや予想が誤りであったことが明らかにならない場合に制度は再生産されるということである。その理由として、観察される行動において他人はこのような特定の行動をとるであろうという予想と合致すれば、その予想の下では各個人にとって自分もその他人と同じ行動をとることが最適になる。したがって、自己実現的な制度の下では、誰も自分がとっている行動から逸脱するインセンティブを持たないため、制度が変化する原因は外生的にもたらされるものであると考えがちである。そのため、これまでの制度変化の研究は外生的な変化によって引き起こされる制度の動学的な変化に集中してきたことを Greif (2006) は述べている。

Greif(2006)は制度変化について、新しい制度に至る過程が調整されるのかどうかは、制度的要素に集約された過去がどのようなものであるかに依存すると論じている 5 。したがって、新しい制度を導入するには新しいルールや組織を導入すること以上のことが必要である。そのためには、1つの自己実現的な制度から新しい自己実現的な制度に移行することが必要である。制度変化が生じるのかどうかについて Greif(2006)は、特に過去から受け継がれた規範や予想を変えなくてはならないため困難であると述べている。しかし、新しい制度を創造するためには制度全体のシステマティックな変化を必要とせず、既存の制度を改変したり、あるいは過去から受け継がれてきた制度的要素を土台にしたり、組み替えたりすることによって新しい制度を作り出すことができると論じている。また、制度の時間を通じた変化は決して過去の制度のみによってあらかじめ決まっているわけではないと述べている。

制度変化について Aoki (2010) は制度のある部分について他の国の慣行を借用し、また他の制度的な部

分において他国の慣行を一部借用したとしても、もしこれらの慣行の間に補完性がなく、これらの働きを支える資産が蓄積されていないのであれば、意図した構造変化は起こらないと論じている。しかし、金融市場のグローバル化によって制度的補完性の国民的制約が緩められれば、閉鎖経済では存続し得ない何らかの組織的ハイブリッドの創発につながると述べている。

上記のような議論から、制度における経路依存性は制度変化に対して強固な関係にあるが、金融市場のグローバル化に伴い徐々に法の起源と内生的制度の間に変化が生じているとしても不思議ではない。

2.2 法の起源と金融資産構成の変化

本節では、先進国を法の起源ごとに分類し、各々のGDP成長率や金融資産構成について時系列的に分析することで、如何なる変化が生じているのかを観察する。

表1 国名と法の起源

法の起源

国名

English

Australia (1873), Canada (1830), Ireland (1801), New Zealand (1900), United Kingdom (1832), United States (1832) French

Belgium (1887), France (1811), Greece (1822), Italy (1870), Netherland (1838), Portugal (1867), Spain (1829)

German

Austria (1862), Germany (1900), Japan (1899), Switzerland (1907)

Scandinavian

Denmark (1905), Finland (1917), Norway (1915), Sweden (1905)

法の起源と各国の分類は La Porta, Lopez-Silanes and Shleifer (2008) に基づいている。

() は Berkowitz, Pistor and Richard (2003) に基づいた法の起源の導入完了時期である。

表 1 は本稿において分析対象とする国々を法の起源ごとに分類したものである。分析対象とする国を先進国とした理由は、先進国はグローバルに展開しているため、国際金融の動きや金融危機などの影響を受けやすい環境にあるからである 6 。これら国際金融の影響を受けやすい先進国において、法の起源に関係なく制度変化が観察できるのか、もしくは法の起源の経路依存性が観察できるのかによって法の起源の影響力が分析できると考える。法の起源についてはイギリス法起源、フランス法起源、ドイツ法起源、スカンディナビア法起源の国の 4 種類に分類している。この分類は La Porta, Lopez-Silanes and Shleifer(2008)の分類に基づいている 7 。

図1におけるグラフはGDP成長率と銀行の民間信用供与額を株式市場の時価総額で除した値を Bank/Equity と表記し、1995年から2012年の18年を時系列にプロットしたものである。図1のグラフは法の起源ごとに各国を分類し、その法の起源ごとの算術平均による平均値を用いて表記している。本稿にて用いるデータベースは World Bank において公開されている World Development Indicators (WDI) から取得したものであり、不足分は Beck, Demirgüç-Kunt, Levine, Cihak and Feyen によって公開されている Financial Development and Structure Dataset の2013年版、および各国の統計局もしくは中央銀行に公表されているデータにより補っている。

まず、イギリス法起源の国を示したグラフを見ると、2008 年と 2009 年を除けば Bank/Equity の値は概ね 1 から 2 程度で推移している。しかしながら、2007 年の世界的金融危機の影響が大きく出始めた 2008 年や 2009 年では、GDP 成長率が低下すると同時に Bank/Equity の値が上昇している。この上昇は株式市場の時 価総額の減少のため、Bank/Equity が大きく上昇している 8 。フランス法起源の国のグラフを見ると、1995 年から 1998 年の間に Bank/Equity の値を低下させ、値は 4 から 2 へと推移している。しかしながら、2008 年以降に GDP 成長率が低下すると Bank/Equity の値は 4 から 6 の間を推移するようになり、株式市場の停

滞を観察できる。ドイツ法起源の国を示したグラフを見ると、1995 年から 2007 年までに徐々に Bank/Equity の値を 5 から 2 へと低下させている。2008 年になると、やはり世界的金融危機により Bank/Equity の値は上昇し 1995 年と同様の 4 を超える値となっている。Bank/Equity の値における変動は株式市場の時価総額の変動によるところが大きい。最後にスカンディナビア法起源の国を見ると、Bank/Equity の値は 2008 年と 2009 年を除けば概ね 1 から 2 の間を推移している。Bank/Equity の値は株式時価総額の減少によって 2008 年と 2009 年における Bank/Equity の値が高くなっている。

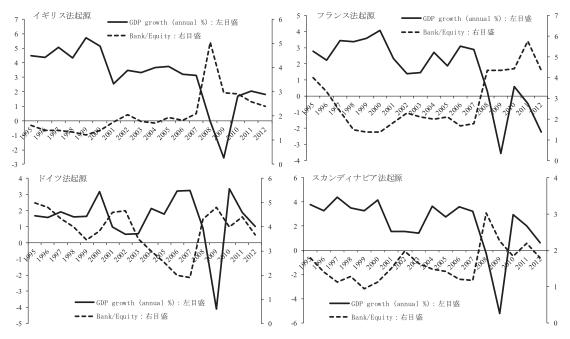


図1 各法の起源と金融市場

各法の起源の共通点は数値的に GDP成長率が低くなると, Bank/Equity の値が高くなるということである。イギリス法起源とスカンディナビア法起源では世界的金融危機の期間を除き比較的低い値で Bank/Equity が推移している。各法の起源とも Bank/Equity の上昇は株式市場の時価総額の減少によるところが原因であり、銀行の民間信用供与額の変動はさほど大きくない。フランス法起源とドイツ法起源の国では世界的金融危機以前までの期間では、Bank/Equity の値はイギリス法起源およびスカンディナビア法起源と比較すると高い。図1を概観すると、法の起源に関係なく GDP成長率の減少が始まると同時に株式市場の時価総額が落ち込むことで Bank/Equity の値が高くなる。直感的には、簿価で表記された銀行の民間信用供与額と比較すると株式市場の時価総額は GDP成長率と関連性が高いと感じる。また、1995 年から世界的金融危機前まで、フランス法起源とドイツ法起源の国では国際的な金融市場の動向を受け、銀行中心の金融市場から株式市場へのシフトを試みているが、イギリス法起源やスカンディナビア法起源の国では金融危機後でも金融危機前の株式市場中心の金融市場へ比較的早期に回帰する傾向が見られる。

3. 法の起源と経路依存性, 金融市場の変化

本節では、法の起源の経路依存性を前提にして後々の法律は生成されるのであろうかという疑問と、国際的な金融市場の広がりが法の起源の経路依存性に影響を与え、後々に生成される法律によって金融市場は変化し、制度変化を遂げているのであろうかという疑問を検証するためにモデルを構築する。

Berkowitz et al. (2003) は過去に法の起源を継受してから法の起源を変化させる必要のない国では、内生

的制度に法の起源が受容されていると判断している。Berkowitz et al. (2003) では、各国において法の起源が内生的制度に受容されている場合、その国の経済的パフォーマンスは高いことを検証している。したがって、法の起源が継受された時期からデータの対象とする時期までの期間を計測することによって、高いGDP成長率は高い受容性に関連付けられるのか否かを分析することが可能になる。仮に、早い時期に法の起源の継受が行われた国のGDP成長率が高ければ、法の起源の経路依存性の存在が確認できることになる。つまり、法の起源が早期に継受された国では内生的制度が時間をかけて法の起源と適合することによって成長し、結果として高いGDP成長率に結びついている可能性がある。

$$Growth_{it} = a_0 + a_1 Bank / Equity_{it} + a_2 Origin \ Year_{it} + a_3 Origin_i + Control \ Variables \ 1 + u_{it}$$
 (1)

式(1)の Growth は GDP 成長率であり GDP の前年比である。 Origin Year は法の起源の継受年からデータの対象年までの年数に対して自然対数をとったものである 9 。 Origin は各種法の起源を表し、イギリス法起源、フランス法起源、ドイツ法起源、スカンディナビア法起源に各国を分類したダミー変数である。 Control Variables 1 はコントロール変数であり、下記にコントロール変数について説明する。 Gross Capital は総資本形成の成長率であり前年比を採用している。 Labor Force は労働人口の前年比増加率である。 さらに、実質金利を Interest とし、Inflation はインフレ指標として GDP デフレーターを採用している。 その他に、失業率を Unemployment とした。また、海外直接投資額のフローベースであり、そのネット金額を GDP で除したものを Inflow としてコントロール変数に加えた。 Year は年ダミーであり、1995 年から 2011 年の間を取るダミー変数である。 i は国を、t は年を表し、u は誤差項である。

次に、法の起源が制定されてからの時間経過によって金融資産構成が一定の方向性をもって変化しているのかを検証する。また、本稿の対象とするデータ期間内にも金融資産構成である Bank/Equity がある一定の方向性を持って変化しているのかを検証する。

$Bank/Equity_{it} = \beta_0 + \beta_1 Growth_{it} + \beta_2 Origin \ Year_{it} + \beta_3 Origin_i + \beta_4 Sample \ Year_{it} + Control \ Variables \ 2 + e_{it}$ (2)

式(1)における各変数の係数について、その予想を下記に示す。まず、被説明変数である Growth に対して Bank/Equity は株式時価総額が銀行の民間信用供与額と比較して国際的な景気の変動や経済的な動向に敏感であるとすれば、係数はマイナスを示すと考えられる。 Origin Year については、法の起源の継受時期が早ければ早いほど Growth が高いのかどうかを示す指標である。法の起源の影響力が経路依存性によって長期にわたり存在し、慣習や金融市場に付随する商習慣、もしくは示談などの慣行といった内生的制度が時間をかけて法の起源と適合していったと考えるならばプラスを示すと考えられる。一方で、法の起源の継受

表2 変数の定義

変数	概略	定義		
Growth	GDP 成長率(%)	GDP_t (実質成長率) = $(GDP_t - GDP_{t-1}) / GDP_{t-1} \times 100$		
Bank/Equity	銀行株式市場比率	銀行による民間信用供与額を株式市場時価総額で除したもの。		
Origin Year	法の起源導入からの経過年数	Berkowitz, Pistor and Richard (2003) に記載されている法の起源導入完了		
		からデータの対象とする年を期間とする年数の自然対数。		
Sample Year	データが対象とする経過年数	1995 年から 2012 年までのデータにおける経過年数の自然対数。		
SD Bank	銀行貸出の安定性	銀行による民間信用供与額の標準偏差。		
SD Equity	株式市場の安定性	株式市場時価総額の標準偏差。		
Index	株価インデックスの成長率(%)	各国の S&P Global Index の前年比。		
Gross Capital	総資本形成成長率(%)	総資本形成の前年比。		
Labor Force	労働人口成長率(%)	労働人口の前年比。		
English	イギリス法起源	イギリス法起源の国を1とするダミー変数。		
French	フランス法起源	フランス法起源の国を1とするダミー変数。		
German	ドイツ法起源	ドイツ法起源の国を1とするダミー変数。		
Scandinavian	スカンディナビア法起源	スカンディナビア法起源の国を1とするダミー変数。		
Interest	実質金利 (%)	実質金利を使用。		
Inflation	インフレ指標(%)	GDP デフレーターを使用。		
Unemployment	失業率 (%)	失業率を使用。		
Inflow	海外直接投資流入分	海外直接投資額(フローベース、ネット金額)を GDP で除したもの。		

表3 記述統計量

	平均值	中央値	標準偏差	最大値	最小値
Growth	2.143	2.363	2.527	11.272	-8.539
Bank/Equity	2.573	1.891	2.020	13.200	0.215
Origin Year	4.863	4.860	0.268	5.352	4.357
Sample Year	2.021	2.249	0.780	2.890	0.000
English	0.286	0.000	0.452	1.000	0.000
French	0.333	0.000	0.472	1.000	0.000
German	0.190	0.000	0.393	1.000	0.000
Scandinavian	0.190	0.000	0.393	1.000	0.000
SD Bank	0.127	0.102	0.066	0.322	0.051
SD Equity	0.318	0.298	0.093	0.592	0.198
Index	9.423	11.799	29.149	138.575	-69.942
Gross Capital	5.394	6.176	13.499	44.880	-40.606
Labor Force	0.962	0.873	1.089	5.500	-2.230
Interest	4.054	4.190	2.703	12.701	-5.812
Inflation	2.035	1.971	1.974	15.651	-5.390
Unemployment	7.248	6.750	3.586	25.200	2.100
Inflow	0.039	0.023	0.052	0.364	-0.067
Obs.	378	378	378	378	378

1995年から2012年までの18年間,21カ国を対象としている。

Obs. は観測数を示す。

時期が早期であれば、その期間が長ければ長いほど、補完的な制度の存在が強固になる。したがって、直感的には国際的な金融市場の影響を受けて金融制度は変革していたとしても、変革した金融制度と内生的制度が適合せず齟齬をもたらしてきたと考えれば $Origin\ Year$ は Growth に対してマイナスを示すであろう。また、法の起源に経路依存性が存在しなければ法の起源の継受時期と経済的パフォーマンスの間に関連性はなく、Growth に対して $Origin\ Year$ は無関係なものとなる。

次に、Growth の高低が法の起源の相違によって観察される場合、その法の起源自体が経済的に良い影響を及ぼしていることになる。つまり、Growth に対して Origin はプラスとなると考えられる。確かに、La

Porta et al. (1998, 2000, 2002) ではイギリス法起源, スカンディナビア法起源, ドイツ法起源, フランス 法起源の国の順に経済的パフォーマンスが高いと論じている。しかし, Hall and Soskice (2001) の言うと ころの資本主義に多様性が存在していても, 制度的補完性が存在すれば一国の経済的パフォーマンスはさほど変わらないとする考え方が正しいとするのならば, Origin と Growth の関連性が明確なものになるとは予想できない。

式(2)の係数に対する予想を下記に示す。被説明変数である Bank/Equity に対して Growth は第2節で議論したとおり、GDP 成長率の低下による株式市場の落ち込みが大きければ、マイナスの係数となることが予想される。Origin Year の係数は法の起源の継受時期が早い国ほど、銀行中心であるのか、株式市場中心であるのかを判断する指標となる。Demirgüç-Kunt and Levine(2001)によれば、一般的に経済発展の初期段階における主要な金融市場は銀行中心であり、その銀行中心の金融市場の発展は経済発展に大きな影響を与える。したがって、早期に法の起源を継受した国では、銀行貸出が発展している可能性が考えられる。

Origin について、図1で見たように近年の株式市場では国際的な金融動向に敏感であるため、特に銀行を中心とするフランス法起源やドイツ法起源の国の多くは株式市場の成長に力点を置いている。これらの国が株式市場に力点を置き始めたのは歴史上では最近のことであり、使用しているデータについても1995年から2012年の18年間と比較的直近のデータである。したがって、イギリス法起源の国やスカンディナビア法起源の国では経路依存性に基づき株式市場中心の金融資産構成となるであろうが、フランス法起源とドイツ法起源の金融資産構成についてはデータの対象とする最近の国際的な金融動向に左右される可能性がある。仮に、法の起源の経路依存性が強固であり、最近の国際的な金融動向が金融資産構成に影響を与えていないのならば、フランス法起源とドイツ法起源は銀行中心の金融資産構成となるであろう。

Bank/Equity に対する Sample Year についての予想を示す。Sample Year は 18年と期間が短いため経路依存性を計測する変数というよりも、むしろ近年の国際的な金融市場の動向が金融資産構成に影響を与えているのかどうかを示す指標であると考える。データの対象とする短期間に金融資産構成が変化しているのであれば、法の起源の経路依存性というよりも、むしろ近年における国際的な金融動向に合わせて金融資産構成の変化が起こっていることとなる。近年の金融市場の動向の影響を受け、フランス法起源やドイツ法起源の国の多くは株式市場の発展に力点を置いているためマイナスの係数が予測される。

4. 推計結果

式(1)の推計結果が表 4 に示されている。左 2 列は変量効果モデルによって推計されている。Growth に対して Bank/Equity はマイナスの係数であり 1%水準で有意となっている。GDP 成長率と株式時価総額はプラスの関連性を持っていることを意味している 11 。 $Origin\ Year$ を見ると係数はプラスであり 1% 水準で有意である。すなわち、早期に法の起源を継受した国の GDP 成長率が高い傾向にあることを示している。これは、法の起源が内生的制度に受容され、その影響力が経路依存性によって長期にわたり存在していることを意味している。つまり、慣習や金融市場に付随する商習慣、もしくは示談といった慣行などの内生的制度が時間をかけて法の起源と適合した結果であると考える。GDP 成長率に対して、早期の法の起源の継受がプラスを示していることを考えれば、経路依存性は現在においても存在すると考えられ、さらに経路依存性は長期に渡れば渡るほど効力を発揮する傾向にあることが予測できる。

法の起源を表す *Origin* を見ると、フランス法起源の国がマイナスで有意であることを除けば、他の法の起源において有意な係数はない。法の起源の差によって GDP 成長率に差はさほどないということである。表 4 の最右列は一般化積率法(Generalized Method of Moments: GMM)によって推計されたモデルである。推計には Hansen(1982)の推計法および推定量を使用している。操作変数には定数項、*Growth、Bank/Equity、SD Bank、SD Equity、Index* および *Year* を組み込んでいる。操作変数の数は定数項を含み 23 であ

る。コントロール変数には、Index、Gross Capital、Labor Force、Interest、Inflation、Unemployment および Inflow を使用している。株式市場に関連する同時性などの内生性を除去した GMM による推計結果を見ると、Origin Year の係数はプラスとなっており 1%水準で有意である。この推計結果を見ても、早期に法の起源を継受した国の GDP 成長率は高く、法の起源と内生的制度が時間をかけて適合し、その経路依存性が経済的パフォーマンスを高めていると解釈することが可能である。

式(2)の推計結果が表 5 に示されている。被説明変数である Bank/Equity に対して Growth の係数はどのモデルもマイナスであり 1%水準で有意な結果となっている。やはり、GDP 成長率と株式時価総額の間にはプラスの関連性が存在している。Origin Year の係数はプラスであり、5%水準で有意な結果となっている。

表4 式(1)の推計結果

	変量効果	GMM	
Bank/Equity	-0.304***	-0.304***	
	(-6.269)	(-6.269)	
Origin Year	2.891***	2.891***	4.046***
	(4.091)	(4.091)	(2.351)
English	-0.529	-0.575	
	(-1.105)	(-1.386)	
French	-1.072**	-1.119***	
	(-2.250)	(-2.814)	
German	0.046		
	(0.105)		
Scandinavian		-0.046	
		(-0.105)	
SD Bank	-0.570	-0.570	
	(-0.293)	(-0.293)	
SD Equity	5.464***	5.464***	
	(3.942)	(3.942)	
Index	0.005	0.005	
	(1.455)	(1.455)	
Gross Capital	0.084***	0.084***	0.074***
	(10.338)	(10.338)	(3.711)
Labor Force	0.284***	0.284***	1.804***
	(3.722)	(3.722)	(3.681)
Interest	-0.005	-0.005	0.681***
	(-0.148)	(-0.148)	(3.494)
Inflation	-0.065	-0.065	0.447
	(-1.512)	(-1.512)	(1.338)
Unemployment	-0.074***	-0.074***	0.257
	(-2.655)	(-2.655)	(1.346)
Inflow	1.748	1.748	0.447
	(1.221)	(1.221)	(1.338)
Con.	-13.392***	-13.345***	-26.266***
	(-3.830)	(-3.764)	(-2.799)
Year	YES	YES	YES
Adj_R2	0.772	0.772	0.239
LM	300.897***	300.897***	-
Obs.	378	378	378

各モデルは変量効果モデルを用いて推計している。()内はt値を示す。

Obs. は観測数を示す。

^{*, **, ***} は各々 10%, 5%, 1%水準で有意であることを表す。

GMM における操作変数には定数項を含み Growth, Bank/Equity,

SD Bank, SD Equity, Index および Year を使用している。

つまり、観察されるこの結果は Demirgüç-Kunt and Levine (2001) の議論と整合的であり、早期に法の起源を採択した国では銀行が発展しており、この経路依存的な傾向は現在でも観察可能である。

表5における法の起源の係数を見ると、イギリス法起源の国ではスカンディナビア法起源のダミー変数を含んだモデルにおいて係数がマイナスであり1%水準で有意となっている。フランス法起源の国を見ると、スカンディナビア法起源のダミー変数を含んだモデルにおいて係数がマイナスでありその有意水準は1%水準である。ドイツ法起源の国を見るとプラスとなり1%水準で有意である。スカンディナビア法起源の国を見るとプラスとなり1%水準で有意である。スカンディナビア法起源の国を見るとマイナスとなり1%水準で有意となっている。これらの推計結果を見ると、フランス法起源を除き法の起源特有の傾向がデータの対象とする期間においても確認できる。つまり、慣習法的な素地を持つイギリス法起源の国やスカンディナビア法起源の国ではデータの対象とする期間においても株式市場の割合が比較的高い傾向にある。イギリス法起源の国やスカンディナビア法起源の国は、法の起源の特徴をもとに考えると株式市場を発展させることに適した歴史的環境があり、したがって経路依存性によりデータの対象とする期間でも株式市場を発展させることに適した歴史的環境は崩していないと考える。一方、制定法であるドイツ法起源の国では銀行中心に発展してきた歴史的環境を崩しておらず、近年まで経路依存性を保っていると考えられる。しかし、制定法を主体とする法体系であるのにも関わらず、フランス法起源については銀行の民間信用供与額より株式時価総額を増加させており、国際的な金融市場の動向に左右されている可能性がある。次に、Sample Year を見てみると、前節での予想通りに係数はマイナスであり1%水準で有意となっている。近年の金融市場の国際化に合わせて株式市場の発展が見られる。先進国においては短期的な動向として株式

表5 式(2)の推計結果

	Bank/Equity					
Growth	-0.373***	-0.373***	-0.404***	-0.404***		
	(-10.080)	(-10.080)	(-11.969)	(-11.969)		
Origin Year	2.989**	2.989**				
	(2.056)	(2.056)				
Sample Year			-0.254***	-0.254***		
			(-3.144)	(-3.144)		
English	-0.263	-2.454***	1.213	-1.334*		
	(-0.254)	(-2.863)	(1.448)	(-1.768)		
French	-0.050	-2.240***	1.295	-1.252*		
	(-0.048)	(-2.753)	(1.513)	(-1.726)		
German	2.190***		2.547***			
	(2.364)		(2.549)			
Scandinavian		-2.190***		-2.547***		
		(-2.364)		(-2.549)		
SD Bank	1.757	1.757	2.334	2.334		
	(0.409)	(0.409)	(0.494)	(0.494)		
SD Equity	8.765***	8.765***	6.022**	6.022**		
	(3.089)	(3.089)	(2.189)	(2.189)		
Index	-0.011***	-0.011***	-0.010***	-0.010***		
	(-3.290)	(-3.290)	(-4.421)	(-4.421)		
Con.	-14.674**	-12.483*	0.602	3.150***		
	(-2.030)	(-1.699)	(0.394)	(2.936)		
Year	YES	YES	2008,2009	2008,2009		
Adj_R2	0.481	0.481	0.399	0.399		
LM	195.423***	195.423***	157.432***	157.432***		
Obs.	378	378	378	378		

各モデルは変量効果モデルを用いて推計している。()内はt値を示す。

Year における 2008, 2009 は 2008 年と 2009 年に年ダミーを加えていることを示す。 Obs. は観測数を示す。

^{*, **, ***} は各々10%, 5%, 1%水準で有意であることを表す。

市場の発展を促す制度的構築が行われている。その結果が示されていると考える。

表6は式(2)において対象としたサンプルを法の起源ごとに分割して推計した結果を示している。左列から順に個別にイギリス法起源、フランス法起源、ドイツ法起源、スカンディナビア法起源の国となるように、サンプルを分割し推計している。表6では、ドイツ法起源の国を除いた法の起源において金融資産構成である Bank/Equity は GDP 成長率に対してマイナスの関係となった。ドイツ法起源の国を除いたその他の法の起源では、金融資産構成は GDP 成長率に左右され、特に株式時価総額は GDP 成長率の高い時には銀行の民間信用供与額と比較して進展する傾向があるためマイナスの関係を示すと解釈できる。さらに、先進国の株式市場は制度的に整備されており流動性が高いため銀行貸出市場と比較すると景気の良い時には投資資金が流入する傾向にあるのであろう。ドイツ法起源における Growth と Bank/Equity の関係は有意な結果ではなく、ドイツ法起源の国における金融資産構成は、GDP 成長率よりも他の要因によって決定されるという傾向がある。

次に、Sample Year はデータの対象とする 1995 年から 2012 年までの比較的直近の期間において、Bank/Equity が一定の方向性を持って動いているのかを観察するものである。イギリス法起源とスカンディナビア法起源においてその係数は有意ではないが、フランス法起源とドイツ法起源の国ではどちらも係数はマイナスであり有意な結果となっている。この結果は、全体的にデータの対象とする 1995 年から 2012 年までの18 年という歴史的に見れば比較的短期間において、金融市場の制度改革などにより株式時価総額の割合が銀行の民間信用供与額に比較して拡大してきていることを示している。特に、フランス法起源とドイツ法起源の国にその傾向が見られる。フランスやオランダ、ドイツや日本では 1990 年代に株式市場の発展を目指して株式市場の制度的な整備が行われ、その成果が現れているのであろう。すなわち、データの対象とする比較的直近の期間ではフランス法起源やドイツ法起源の国において国際的な金融市場の動向の影響を受けていると考えられる。

一方、イギリス法起源やスカンディナビア法起源の国では直近の期間において金融資産構成の変化は見られない。この現象について解釈するとすれば、元々イギリス法起源やスカンディナビア法起源の国では慣習法的な素地が存在し、株式市場の発展に違和感を覚えない歴史的経緯があるため、国際的な金融市場の動向

English French German Scandinavian Bank/Equity -0.142*** Growth -0.365*** -0.571*** -0.155(-8.920)(-1.334)(-8.557)(-2.645)-0.523*** -0.580*** Sample Year 0.0240.000(-2.875)(0.220)(-3.056)(0.003)SD Bank -11.275 -0.403 -4.712-4.346(-0.559)(-0.176)(-0.626)(-0.214)SD Equity 8.295** 3.851 44.050*** -6.028** (1.956)(1.322)(12.739)(-2.254)-0.017*** -0.003 -0.015*** -0.003Index (-0.871)(-3.153)(-2.643)(-1.339)-6.057*** 4.178*** Con. 1.201 4.189* (0.887)(1.764)(-3.149)(3.327)

YES

0.488

126

65.248***

YES

0.750

72

55.803***

YES

0.487

72

38.976***

表 6 各法の起源別にサンプルを分割したモデルの推計結果

各モデルは変量効果モデルを用いて推計している。()内は t 値を示す。

*, **, *** は各々 10%, 5%, 1%水準で有意であることを表す。

YES

0.448

108

55.491***

Obs. は観測数を示す。

Year2008,2009

Adj_R2

Obs.

により株式市場に対する数種類の法整備を行なったとしても、さほど金融資産構成に対して影響を及ぼさないのかもしれない。すなわち、イギリス法起源やスカンディナビア法起源の国において、経路依存性に基づいて発展してきた株式市場には、その株式市場を支える背景が既に整っており、追加的な制度改革はその株式市場の制度を補完する役割を果たすものの、金融資産構成に影響を与える程には至っていないと考える。

5. 本稿の結論

本稿では、法の起源が継受されてからの期間を計測することによって、法の起源の経路依存性は存在し続けているのか、もしくは経路依存性というよりもむしろ制度変化が生じているのかを検証した。また、近年のグローバル化の影響を受け各国の金融市場において金融資産構成が短期的に変化しているのかどうかを検証した。まず、データを整理した結果、各国の金融資産構成は GDP 成長率と関連性があり、特に株式時価総額は GDP 成長率の影響を受ける傾向にあることが観察できた。世界的金融危機などの経済的危機に対して、先進国の株式市場は銀行貸出と比較して国際的であり、かつ流動的であることが影響していると思われる。

さらに、法の起源の継受時期と GDP 成長率の関連性についてはプラスの関係にある。法の起源の影響力が経路依存性により長期にわたり存在し続け、慣習や金融市場に付随する商習慣、示談の慣行などの内生的制度が時間をかけて法の起源と適合していった結果であると考える。この推計結果は一定の方向へ収斂をもたらすグローバル化が各国における制度の個々の要素に異なった作用をもたらす可能性はあっても、相互に補完的である各国制度の構造的な枠組みに変化を生じさせないとする Hall and Soskice(2001)の議論と整合的である。また、GDP 成長率に対して法の起源そのものはフランス法起源の国以外ではほぼ無関係であり、先進国においては如何なる法の起源を過去に継受したとしても GDP 成長率にはさほど影響を及ぼさないことも推計された。

金融資産構成と継受時期の関係は、法の起源における継受時期が早ければ、比較的銀行の民間信用供与額が進展している傾向にある。法の起源と金融資産構成の関係を見ると、フランス法起源以外は各法の起源の特徴に沿った市場が発展していると解釈できる¹²。

本稿が対象とする比較的近年のデータ期間において、フランス法起源およびドイツ法起源の国における金融資産構成は変化してきている。近年の株式市場に対する整備などによって金融資産構成が変化してきたのであろう。本来であれば、North(1990)が述べるように、制度変化は法律などの規制を中心とするフォーマルな制約と商慣習などのインフォーマルな制約の双方における小さな変化が長期にわたって徐々にその制度的枠組みを改め、その結果として初期の制度と異なる選択集合に発展する。しかしながら、フランス法起源およびドイツ法起源の国における金融資産構成は比較的短期間の間に変化している。

これらの結果から導かれるインプリケーションとして、法の起源は継受されてからの長期的な視点から見ると、現在でも GDP 成長率や金融資産構成に経路依存性を持つことが観察できる。一方、データの対象とする比較的直近の 18 年間において、イギリス法起源やスカンディナビア法起源の国では金融資産構成の変化は見られないが、フランス法起源やドイツ法起源の国では株式市場の発展を重視する国際的な動向により、急速な変化が生じている。このような制度変化を辿る際には、長期に渡って制度的枠組みと内生的制度を適合させていくのが適当であると考える。しかし、近年の国際的に拡大した金融市場の影響力によって急速な変化が生じているため、現存する内生的制度と新しく構築した制度的枠組みが適合できるのかどうかが経済的パフォーマンスを考えるうえでも重要な点となるであろう。つまり、急激な制度変化に伴って法の起源と内生的制度が乖離することから生じる齟齬を発生させないように慎重に議論する必要があると考える。

脚注

- ¹ Zweigert and Kötz(1998)においても、北欧諸国のスカンディナビア法起源はフランス法起源やドイツ 法起源といった大陸法とは異なるとされ、独自性についても認められている。
- ² 法の起源の影響力が強固に存在している場合、法の起源の特徴と性質の異なった法律が新たに施行されたとしても、商習慣や慣習および文化的要因から生成される内生的制度に新たな法律は認知されず、効力を発揮しないという考え方である。
- ³ 内生的制度とはフォーマルな法制度のみならず、インフォーマルな文化や慣習および商習慣を含めた制度的な背景を指す用語として用いられている。
- Berkowitz et al. (2003) では、法の起源が内生的制度と「適応 (Adaptation)」可能であった場合や、内生的制度に対して法の起源が「馴染み (Familiarity)」のあるものであった場合、法の起源と内生的制度の間に適合性があり、法の起源が受容されていると判断している。適応性や馴染みがあるのかという判定は各国の法の起源の継受方法を歴史的過程から分析している。例えば、憲法や商法などの制定時期に当該国が植民地であったのか否かということや、強制的な法の継受を行ったのか否かということ、自発的な継受であったのか否かなどを判断の基準として総合評価の上で分類している。
- Hall and Soskice (2001) において使用される「調整 (Coordination)」と Greif (2006) において使用される「調整 (Coordination)」の意味は微妙に異なる。前者では、ある制度に対して別の制度が制度的補完性を持つ場合に「調整」という言葉を使用しているが、後者ではあるプレイヤーが取る戦略に対して最適な行動を選択する場合に「調整」という言葉を使用している。
- ⁶ 国際的な金融市場を持つ先進国において、金融制度改革が共通した形でなされている。本稿の目的は国際的な金融市場からの圧力や事象に対応せざるを得ないといった環境が金融市場における制度変化を生んでいるのかを観察することにあるため、分析の対象を先進国に絞った。
- ⁷ La Porta et al. (2008) では、本稿で扱う 4 種類の法の起源の他に社会主義国 (Socialist) が存在するが、 本稿で扱う対象国には含まれないため割愛する。
- ⁸ 銀行の民間信用供与額は簿価であるのに対し株式時価総額は時価であるため、GDP 成長率の変化を受けやすいことが影響していると考える。
- Berkowitz et al. (2003) では、法の起源の継受に関して、継受準備開始時期から継受完了時までの時期が掲載されている。法の起源の継受年とされているのは憲法や商法などの重要な法律の制定時期である。本稿では継受完了時期を受容開始時期として用いている。
- 10 通常,進展とは継続的に成長している状況を指すが、本稿で用いる進展とは対象とする金融市場の規模が大きいことを意味する。
- 11 株式時価総額に対して、データの対象とする 18 年における株式時価総額の標準偏差や株価インデックスをコントロール変数として用いているものの、簿価である民間信用供与額に対して株式時価総額の規模は GDP 成長率に引きずられるように変動する。
- ¹² 想定可能な範囲における解釈の1つに過ぎないが、フランス法起源は制定法であることから銀行中心の 金融資産構成となると考えられるが、本稿の推計結果では株式市場の進展が読み取れる。このように、 法の起源における特徴と金融資産構成が一致していないことから、フランス法起源では制度上の齟齬が 発生し、そのために GDP 成長率が低いと考えることもできる。

参考文献

Albert, Michel, Capitalisme Contre Capitalisme, Paris, Seuil, (1991)

ミシェル・アルベール、小池はるひ訳『資本主義対資本主義』竹内書店新社、1992年

Aoki, Masahiko, Corporation in Evolving Diversity: Cognition, Governance, and Institutions, Oxford University

Press, (2010)

青木昌彦,谷口和弘訳『コーポレーションの進化多様性―集合認知・ガバナンス・制度―』NTT 出版, 2011 年

- Beck, Thorsten, Asli Demirgüç-Kunt and Ross Levine, "Law and Finance: Why Does Legal Origin Matter?", *Journal of Comparative Economics*, 31, issue 4, (2003) pp. 653-675.
- Beck, Thorsten, Asli Demirgüç-Kunt, Ross Eric Levine, Martin Cihak and Erik H. B Feyen "A New Database on Financial Development and Structure", The Word Bank, updated, (2013) April.
 - URL: http://econ.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/EXTDEC/EXTRESEARCH/0,,contentMDK:2069 6167~pagePK:64214825~piPK:64214943~theSitePK:469382,00.html(2014 年 6 月閲覧)
- Berkowitz, Daniel, Katharina Pistor and Jean-Francois Richard, "Economic Development, Legality, and The Transplant Effect", *European Economic Review*, 47, (2003) pp. 165-195.
- Demirgüç-Kunt, Aslı and Ross Levine (eds), Financial Structure and Economic Growth: A Cross-Country Comparison of Banks, Markets, and Development, MIT Press, (2001)
- Greif, Avner, *Institution and The Path to The Modern Economy: Lesson from Medieval Trade*, Cambridge University Press, (2006)
 - アブナー・グライフ, 岡崎哲二, 神取通宏監訳『比較歴史制度分析』NTT 出版, 2009 年
- Hall, Peter, A., and David Soskice, *Varieties of Capitalism: Institutional Foundation of Comparative Advantage*, Oxford University Press, (2001)
 - ピータ・A・ホール, デヴィット・ソスキス, 遠山弘徳, 我孫子誠男, 山田鋭夫, 宇仁宏幸, 藤田菜々子訳『資本主義の多様性: 比較優位の制度的基礎』ナカニシヤ出版, 2007年
- Hansen L. P., "Large Sample Properties of Generalized Method of Moments Estimation", *Econometrica*, 50, (1982) pp. 1029-1054.
- La Porta, R., F. Lopez-de-Silanes and A.Shleifer, "What Works in Securities Laws?", *Journal of Finance*, 61, (2006) pp.1-32.
- La Porta, R., F. Lopez-de-Silanes, and Andrei Shleifer, "The Economic Consequences of Legal Origins", *Journal of Economic Literature*, 46, (2008) pp. 285-332.
- La Porta, R., F. Lopez-de-Silanes, A. Shleifer and R. W. Vishny, "Law and Finance", *Journal of Political Economy*, 106, (1998) pp. 1113-1155.
- La Porta, R., F. Lopez-de-Silanes, A. Shleifer and R. W. Vishny, "Investor Protection and Corporate Governance", *Journal of Financial Economics*, 58, (2000) pp. 3-27.
- La Porta, R., F. Lopez-de-Silanes, A. Shleifer, and R. W. Vishny, "Investor Protection and Corporate Valuation", *Journal of Finance*, 57, (2002) pp.1147-1170.
- North, C. Douglass, *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press, (1990)
 - ダグラス・C・ノース,竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房,1994年
- World Bank, Indicators Data.
 - URL: http://data.worldbank.org/indicator〔2014 年 7 月閲覧〕
- Zweigert, K. and H. Kötz, An Introduction to Comparative Law, Oxford University Press, (1977)